

平成24年（ワ）第213号福島原発避難者損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 國分富夫 外215名

被告 東京電力株式会社

準備書面（12）

損害総論（中間指針の問題点について）

2014（平成26）年6月4日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 広田次男

同 弁護士 小野寺利孝

同 弁護士 鈴木堯博

同 弁護士 清水洋

同 弁護士 米倉勉

同 弁護士 笹山尚人

同 弁護士 渡辺淑彦

同 弁護士 鳥飼康二
外

1. はじめに

原子力損害賠償紛争審査会（以下、「原賠審」）によって、平成23年8月6日、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下、「中間指針」）が公表（その後、第二次ないし第四次追補も公表）され、被告は、それらに従い、原告らを含む避難者に対し、賠償の支払いを実施してきた。

しかし、中間指針は、被害実態を的確に把握した中で策定されたものではない上、その内容には、矛盾点、不明点、不足点が散見される。また、中間指針自身が「本件原子力事故による原子力損害の当面の全体像を示すもの」、「中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないように留意されることが必要」と述べるとおり（中間指針2頁）、あくまで暫定的な指針に過ぎない。

したがって、中間指針（およびその追補）は、本訴訟において、損害の捉え方（損害総論）を制約したり、賠償範囲を制限したり、賠償額の上限を画したりするものではない点に注意する必要がある。

以下、詳述する。

2. 賠償範囲・賠償額の制限を示したのではないこと

まず、中間指針は、賠償範囲を制限したり、賠償額の上限を画したりするものではない点を再確認する必要がある。

中間指針は、その冒頭において、「この度の指針（以下「中間指針」という。）は、本件事故による原子力損害の当面の全体像を示すものである。この中間指針で示した損害の範囲に関する考え方が、今後、被害者と東京電力株式会社との間における円滑な話し合いと合意形成に寄与することが望まれるとともに、中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意されることが必要である。東京電力株式会社に対しては、中間指針で明記され

た損害についてはもちろん、明記されなかった原子力損害も含め、多数の被害者への賠償が可能となるような体制を早急に整えた上で、迅速、公平かつ適正な賠償を行うことを期待する。」(中間指針2頁)と述べている。

ところが、原子力損害賠償紛争解決センターの野山室長が「中間指針に具体的に書いていないことを賠償することは、中間指針に反するんだ。だから賠償はできないんだ」と、このような説明が、東京電力の賠償の末端の方々から話されていた(原賠審HP:原子力損害賠償紛争審査会(第23回)議事録参照)と指摘するように、被告は、中間指針の前記冒頭部分に反する対応をしてきた。

そこで、平成25年12月26日に公表された中間指針第四次追補においても、「なお、本審査会の指針において示されなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは、指針で示されていないものも賠償の対象となる。また、本指針で示す損害額の算定方法が他の合理的な算定方法の採用を排除するものではない。東京電力株式会社には、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、本審査会の指針で賠償の対象と明記されていない損害についても個別の事例又は類型毎に、指針の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、その全部又は一定の範囲を賠償の対象とする等、合理的かつ柔軟な対応と同時に被害者の心情にも配慮した誠実な対応が求められる」(中間指針第四次追補4頁)と、被告に対し、改めて注意が喚起された。

3. 不十分な策定経緯

平穏な日常生活を突如すべて奪われるという未曾有の本件原発事故による被害について、その賠償指針を決定するためには、当然、指針策定者(原賠審委員)自らが被害現場に赴いて、綿密な被害実態を調査することが必要となる。特に、避難生活に伴う慰謝料については、被害実態の調査は欠かせない。

ところが、中間指針の策定において、以下のように、被害実態の調査が不十

分であったとの批判がなされている。

すなわち、早稲田大学法学部の浦川道太郎教授は、「被災住民の声も本件原発事故の関係市町村の首長の声も十分に聞くことなく、一方的に中間指針等を策定している（本件原発事故の被災地である全市町村の首長の意見を聴取したのは、中間指針公表後である原発事故発生から10カ月を経過した第21回審査会（2012年1月27日）においてである。）、「審査会委員による現地調査が行われたのは中間指針等公表後の本年5月、6月である。」「したがって、審査会は、本件原発事故により仮設住宅等に住まわされている被災住民の現実の生活状態をまったく見ることも、聞くことも、調査することもなく、生活費の増加費用を含む精神的苦痛の損害である本件慰謝料を算定しており、本件慰謝料の算定において、手続き上著しい瑕疵があるといわざるを得ない。」と指摘している（甲B12：浦川道太郎「原発事故により避難生活を余儀なくされている者の慰謝料に関する問題点」環境と公害43巻2号14頁）。

また、立命館大学法学部の吉村良一教授も、同様に、「地元市町村長からも、実態把握が不十分なまま指針が作られたことへの不満や批判が異口同音に出されているが、審議経過から見て、これらの批判は当たっている。」「一方当事者である東電の関係者はしばしば出席して発言しているが、被害者らが直接審査会の場で意見をいう機会は設定されていない。」と指摘している（甲B13：吉村良一「原子力損害賠償紛争審査会「中間指針」の性格」法律時報86巻5号136頁）。

このように、中間指針が賠償基準（特に月額10万円の慰謝料）は、被害実態を踏まえたものではないから、本訴訟において、賠償額の基準（上限）とすることは、極めて不合理といえる。

4. 性質上の限界

（1）和解の性質

原賠審は、原子力損害賠償法18条に基づき設置されたものであり、その目的は、「原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定」とされている。それによって策定された中間指針には、和解や自主的解決といった性質上の限界がある。

すなわち、「注意すべきは、和解は当事者の合意であり、強制力を持った裁判と違い、当事者の一方である東電の意向を無視できないことである。そのため、原賠審としては、一方当事者である東電が納得（納得せざるを得ない）ものを志向することになってしまっている面がある。」（甲B13：吉村良一「原子力損害賠償紛争審査会「中間指針」の性格」法律時報86巻5号136頁）のである。

（2）中立性に関する疑問

原賠審を設置したのは国（文部科学省）であるが、本件原発事故による損害賠償について、国は、密接に関与しているため、その中立性の点からも疑問がある。

すなわち、「まず第一に、裁判で被告になっている国の設置した期間であり、そこには、加害者が救済の範囲を査定するに似た構造があるのではないか。かりに、国の責任は置くとしても、原子力損害賠償支援機構法で国が東電の賠償を支援することになっているので、東電の賠償の拡大は国の負担の増大につながる。そのため、賠償を「控え目」にするという思慮が働くことはないのか。」

（甲B13：吉村良一「原子力損害賠償紛争審査会「中間指針」の性格」法律時報86巻5号135頁）との疑問が生じるのである。

また、原賠審の委員の中立性についても、「第二に、委員の構成はどうか。法律研究者として、財団法人電力中央研究所から研究を受託している「日本エネルギー法研究所」の主要メンバー3人が委員となっている」（甲B13：吉村良一「原子力損害賠償紛争審査会「中間指針」の性格」法律時報86巻5号13

5頁)との疑問が指摘されている。

5. 新たな損害論を排斥していないこと

中間指針が示した賠償の考え方は、差額説や個別積算方式など、伝統的な損害賠償理論(交通事故賠償論)に近いものである。

しかし、中間指針は、その第四次追補において、「本指針で示す損害額の算定方法が他の合理的な算定方法の採用を排除するものではない。」(中間指針第四次追補4頁)と明記しており、新たな損害論を排斥しているものではない。

そもそも、「伝統的とされる交通事故賠償論も、昭和40年代の「交通戦争」と呼ばれた事態に直面した理論と実務がそれ以前の伝統的な考え方を修正して確立してきたものである。」(甲B13:吉村良一「原子力損害賠償紛争審査会「中間指針」の性格」法律時報86巻5号137頁)から、伝統的と評価される賠償理論は、常に、修正・発展するものである。

この点について、原賠審の委員も、「今回のこの災害というのはまさに前例のないもので、現行の民商法の体系が想定している、その処理する対象として考えている範囲を超えるものであるということに着目すれば、従前の損害賠償法理というものにそれほど制約される必要はないのではないかというのが私の素朴な感じであります。」(原賠審HP:原子力損害賠償紛争審査会(第36回)議事録参照)と認めているところである。

なお、本訴訟において採るべき損害論については、別の準備書面にて論じる予定である。

6. 慰謝料賠償額の問題点

(1) 原賠審が示す根拠

中間指針は、「精神的損害」との項目について、次のような賠償基準を提示した(中間指針18頁)。

「① 本件事故発生から6ヶ月間（第1期）

第1期については、一人月額10万円を目安とする。

但し、この間、避難所・体育館・公民館等（以下「避難所等」という。）における避難生活等を余儀なくされた者については、避難所等において避難生活をした期間は、一人月額12万円を目安とする。

② 第1期終了から6ヶ月間（第2期）

但し、警戒区域等が見直される等の場合には、必要に応じて見直す。

第2期については、一人月額5万円を目安とする。

③ 第2期終了から終期までの期間（第3期）

第3期については、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて損害額の算定方法を検討するのが妥当であると考えられる。」

この第1期の月額10万円の根拠について、中間指針は、「本期間の損害額の算定に当たっては、本件は負傷を伴う精神的損害ではないことを勘案しつつ、自動車損害賠償責任保険における慰謝料（日額4,200円。月額換算12万6,000円）を参考にした上、上記のように大きな精神的苦痛を被ったことや生活費の増加分も考慮し、一人当たり月額10万円を目安とするのが合理的であると判断した。」と述べている（中間指針21頁）。

また、第2期の月額5万円の根拠について、中間指針は、「本期間の損害額の算定に当たっては、上記のような事情にかんがみ、希望すれば大半の者が仮設住宅等への入居が可能となるなど長期間の避難生活のための基盤が形成され、避難生活等の過酷さも第1期に比して緩和されると考えられることを考慮し、民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準（財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部）による期間経過に伴う慰謝料の変動状況も参考とし、一人月額5万円を目安とすることが考えられる。」と述べている（中間指針22頁）。

この結論を導く審議の過程で、原賠審の能見会長は、次のように述べている（原賠審HP：原子力損害賠償紛争審査会（第7回）議事録参照）。

「重要なことは、慰謝料の額というのは、いろいろな要素が考慮され、このぐらいでいいだろうとか、このぐらいだろうという形で簡単に決められないところがございます。そういう意味では何かやはりよりどころになるものが欲しいということで、今日の論点ペーパーには出ておりませんが、交通事故などで入院した場合の慰謝料についての自賠償などの基準がございまして、そんなものを参考にしながら議論するというのはどうかと私などは個人的には思っております。

ただ、自賠償で総体している慰謝料は、けがをして、自由に動けないという状態で入院している、身体的な障害を伴う場合の慰謝料ですので、それと比べると、たとえ不自由な生活で避難しているとはいえ、行動自体は一応は自由であるという場合の精神的苦痛とは同じではないので、おそらく自賠償よりは少ない額になるのではないかと考えています。

そのような問題ですとか、それから、これも論点ペーパーにあまりはつきり書いてございませんけれども、自賠償関係の慰謝料の額も時間とともにだんだん低減するという要素がありますので、今回の避難に伴う慰謝料の場合もそういった低減の要素を考慮するのか否か、考慮するとすればどういう形で考慮したらいいかというような問題がございまして。」

しかし、これらの説示には、以下に示すとおり、根拠の欠落や、論理的な矛盾が認められる。

(2) 矛盾点等

ア 根拠の欠落

周知のとおり、交通事故における慰謝料算定には、自賠償保険のほか、いわゆる「赤い本」による基準がある。ところが、原賠審は、交通事故とは全く事情が異なる本件原発事故について、なぜ、より低い基準金額である自賠償保険を参考としたのか、全く不明である。

イ 論理的な矛盾点

前記（１）の内容・説明について、浦川道太郎教授は、次のように、論理的な矛盾点を指摘している（甲Ｂ１２：浦川道太郎「原発事故により避難生活を余儀なくされている者の慰謝料に関する問題点」環境と公害４３巻２号１４頁）。「その１つは、自賠責の傷害慰謝料自体に明確な根拠がないという点である。すなわち、自賠責の傷害慰謝料は自賠法制定当時には決められておらず、１９６４年２月の自賠責支払基準改定の際に１日７００円と定められ、その後保険金額と物価指数の変動の中で４２００円に至ったものである。当初の７００円という金額の根拠も明確ではない（……）。むしろ自動車交通事故での傷害による精神的苦痛を実態に即して金銭評価するとなると、被害者が現実に慰謝料として取得できる相場を示している、裁判所基準である日弁連交通事故相談センター東京支部『民事交通事故訴訟損害賠償算定基準』（以下「赤い本」という。）の傷害慰謝料（別表ⅠⅠによる入院慰謝料＝月額３５万円）が適切である。

第２の問題点は、入院のように行動が制約されていない避難生活では精神的苦痛が少ないために、本件慰謝料は自賠責基準よりも少ないとした判断である。避難生活が行動の制約を受けない状態かとの根本的な問題は別にして、そもそも自賠責の傷害慰謝料は入院に限られず、行動の自由に制約のない通院の場合にも適用される。そのように考えるならば、自賠責の傷害慰謝料の月額１２万６０００円を１０万円に減額する根拠は全くない事になる。

第３の問題点は、自賠責基準を採用しながら、第２期の本件慰謝料を逡減している点である。……自賠責の傷害慰謝料は、１日４２００円に固定されており逡減方式を採用していない。逡減方式を採用しているのは赤い本であり、中間指針の説明でも第２期における減額の理由として、赤い本の考え方を参考にして１人月額５万円にしたと説明している。一方において低い慰謝料額であるゆえに逡減方式が採用されていない自賠責基準を金額として採用しながら、他方において１日単価を高くしたゆえに逡減方式を採用している赤い本を減額の根拠とすることは、著しく偏った妥当性に欠ける判断といわざるを得ない。」

ウ 不適切な固定

月額10万円を決定した審査会において、原賠審の能見会長は、「1つは、おっしゃるとおり、これはもちろん現時点における考え方でして、この不安定な状態が非常に長期に続きますと、先の見通しがつかない不安というものが精神的苦痛の中でかなり大きなウエートを占め、考慮すべき事項のところのマル4ですけれども、こういうものの慰謝料が問題となってくると思います。これが非常に大きなウエートを占めるようになったときに、現在のこの枠組みで考えるのではなくて、もう1回枠組み自体から考え直すということはあることだと思います。」(原賠審HP：原子力損害賠償紛争審査会(第7回)議事録参照)と述べていた。

しかし、その後の審査会においても、金額の見直しは行わなかったことから、「会議では10万円が現在の避難者の生活上の苦痛を癒すのに妥当かという根本的な問題については議論せず、ひたすら第2期と中間指針第二次追補の本件慰謝料の金額の辻褄合わせに終始しているのである。このような審査会の姿勢は、見直しの約束を履行しなかったばかりでなく、一般指針の策定について「事故後の経過時間等のさまざまな要素」を配慮することを求めている検討会報告書の期待を裏切るものであり、著しく不適切なものであるといわざるを得ない。」

(甲B12：浦川道太郎「原発事故により避難生活を余儀なくされている者の慰謝料に関する問題点」環境と公害43巻2号15頁)と厳しく批判されている。

(3) 欠落している要素

ア 原賠審が想定する要素

中間指針は、第2期の慰謝料を月額5万円としたが、その後、被告の自主的な判断や原子力損害賠償紛争解決センターによる総括基準によって、第2期以降も月額10万円とされ、原賠審も、この上乗せを追認しているとされる(詳細は、甲A95：除本理史「原子力損害賠償紛争審査会の指針で取り残された

被害は何か」経営研究65巻1号3頁参照)。

この月額10万円慰謝料を基礎付ける要素は、①正常な日常生活の維持・継続を長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛(「日常生活阻害慰謝料」)、②今後の生活の見通しに対する不安が増大したことにより生じた精神的苦痛(「見通し不安に関する慰謝料」)、とされる(甲A95:除本理史「原子力損害賠償紛争審査会の指針で取り残された被害は何か」経営研究65巻1号3頁参照)。

しかしながら、被害実態に照らすと、月額10万円慰謝料を基礎付ける要素として、①日常生活阻害慰謝料、②見通し不安に関する慰謝料では足りず、次の要素が欠落しているのである。

イ 健康不安の欠落

中間指針は、放射線被ばくによって実際に「生命・身体的損害」が出た場合は、賠償の対象としている(中間指針16頁)。

しかし、原告らを含む避難者は、本件原発事故直後の初期被ばくや、避難先での低線量被ばくについて、健康不安を抱えながら生活している。これらの健康不安について、原賠審では、当初、賠償の対象にするか否か検討されたものの、結局、中間指針には、慰謝料を基礎付ける要素として盛り込まれなかった。

すなわち、第10回原賠審において、事務局から、「それから、第9が放射線被ばくによる損害ということでございますが、これは第一次指針の前書きのところで、今後検討することになってございますが、住民も含めまして、放射線の被ばくによって急性または晩発性の放射線障害による被害というものを書かせていただいでよろしいかということでございます。ここで前回の議論で、この精神的損害の話、特に住民の話がご議論ございましたが、ここにつきましては、住民の被ばくに関して、福島県、県民の健康調査、これを行うことと、行う予定と聞いてございますので、その結果が出た後で改めて検討してはどうかということで、ここには今、明示をしてございません。」と説明され、中間指

針では、健康不安は、慰謝料を基礎付ける要素として盛り込まれなかった（詳細は、甲A95：除本理史「原子力損害賠償紛争審査会の指針で取り残された被害は何か」経営研究65巻1号6頁以下参照）。

しかし、準備書面（3）第2「避難慰謝料を基礎付ける事情（精神的ストレス、不安感に関する報告例）」および準備書面（9）第2・4「被ばくによる不安・差別」で詳論したように、避難者は、放射線被ばくに対して多大な不安を抱えており、そのような不安を抱くことは、精神医学・心理学の観点から合理的なものであるから、慰謝料を基礎付ける要素とすべきものである。

ウ 故郷喪失の欠落

故郷喪失については、月額10万円の避難慰謝料とは別に観念すべき賠償項目であるから、後記7において、詳論する。

エ 責任論の欠落

慰謝料額の算定について、「被害者が受けた精神的苦痛の程度（重大性及び深刻さ）と、加害行為及び加害者の悪質性・非難性の程度を相関的に考慮することが必要」（斉藤修編著「慰謝料算定の理論」25頁、ぎょうせい、2010年）、
「加害者の責任の性質や程度が考慮されることは常識」（甲B13：吉村良一「原子力損害賠償紛争審査会「中間指針」の性格」法律時報86巻5号137頁）、とされるが、中間指針には、被告の責任は、慰謝料を基礎付ける要素として盛り込まれなかった。

しかし、訴状、準備書面（1）、（2）、（8）、（10）で詳論したとおり、本件原発事故について、被告に責任があることは明らかであるから、被告の責任は、慰謝料を基礎付ける要素として考慮されるべきである。

また、原賠審委員である中島肇は、その著書の中で、自賠責保険の傷害慰謝料が参考とされた理由として、「自賠責制度は、損害賠償システムの一つであるけれども、「基本補償」を目的とする社会保障システムとの混合システムであり、加害者の過失の有無・程度の立証、被害者側の事情による過失相殺、相当因果

関係の立証等の負担が軽減又は省略されている（自賠法3条参照）。このような性質を持つ自賠責保険制度における傷害慰謝料の性質は、主観的・個別的事情を捨象した客観的な性質の強いもの（加害者の非難性を抜きにしたもの）とみることが可能」と述べている（甲B7：中島肇「原発賠償中間指針の考え方」50頁、商事法務、2013年）。

これについて、京都大学法学部の潮見佳男教授は、「自賠責保険の傷害慰謝料の基準を参考にした理由が上記の点にあるのだとすれば、同じ事件が裁判に持ち込まれた場合には、加害者（東京電力）の非難性を含めた主観的・個別的事情が斟酌されて慰謝料額が算定されるべきであるという「指針」を、中間指針等が示していることになる」と指摘している（甲B8：潮見佳男「中島肇著『原発賠償中間指針の考え方』を読んで」NBL1009巻41頁）。

7. 故郷喪失に関する賠償の欠落

原告らは、準備書面（9）第3・1「コミュニティ（故郷）喪失慰謝料の必要性」において、複数の学者の論文を引用しながら、避難慰謝料とは別に、コミュニティ（故郷）喪失慰謝料が必要となることを指摘した。

しかし、中間指針には、コミュニティ（故郷）喪失に対する賠償の必要性は示唆されているものの、それに相当した賠償額は提示されていない。

すなわち、中間指針第四次追補は、精神的損害について、次のような追加賠償を提示した（中間指針第四次追補4頁）。

「I）避難指示区域の第3期において賠償すべき精神的損害の具体的な損害額については、避難者の住居があった地域に応じて、以下のとおりとする。

①帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域については、第二次追補で帰還困難区域について示した一人600万円に一人1,000万円を加算し、右600万円を月額に換算した場合の将来分（平成26年3月以降）の合計額（ただし、通常範囲の生活費の増加費用

を除く。)を控除した金額を目安とする。具体的には、第3期の始期が平成24年6月の場合は、加算額から将来分を控除した後の額は700万円とする。

②①以外の地域については、引き続き一人月額10万円を目安とする。」

この追加の賠償について、中間指針第四次追補は、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」と解説している(中間指針第四次追補5頁)。

これらを一読すると、中間指針第四次追補は、コミュニティ(故郷)喪失慰謝料として、一人1000万円を認めたとも思われる。

しかし、この追加賠償は、これまでの月額10万円の慰謝料の将来分を一括して前払いするに過ぎず、避難慰謝料とは別にコミュニティ(故郷)喪失慰謝料の追加賠償を認めたものではない。

この点について、大阪市立大学の除本理史教授は、「この「故郷喪失慰謝料」が、前述した「ふるさとの喪失」に対する慰謝料といえるのだろうか。結論を先に述べれば、単純にそのように考えることはできない。「ふるさと喪失」による精神的苦痛は、日常生活阻害とも、将来の見通しに関する不安とも区別すべき被害である。しかしながら、第4次追補とそこに至る議論で、今回示された1000万円が、これまでの月額10万円と異なる精神的損害だということは明確にされていない。」「結局のところ、今回の1000万円とは何かが明確に説明されていないのだが、第2次追補で示された600万円のうち将来分(2014年3月以降に相当する分)を控除するというのだから、両者は足し引き可能な同質のものではなくてはならない。また、「故郷喪失慰謝料」の対象外(大熊町、双葉町以外の居住制限区域、避難指示解除準備区域)では、慰謝料は引き続き月額10万円なのだが、それが積み重なって「故郷喪失慰謝料」とほぼ同額になると、頭打ちになると定められている。これら2点を踏まえれば、今回の1000万円は、従来月額10万円の慰謝料と同質のものとするのが自然である。」(甲A95:除本理史「原子力損害賠償紛争審査会の指針で取り

残された被害は何か」経営研究65巻1号15－16頁）と明快に分析している。

8. まとめ

以上のように、中間指針（およびその追補）は、そもそも暫定的なもので賠償範囲・賠償額の制限を示したのではなく、被害実態を綿密に調査した上で策定されたものでもなく、和解という性質上の限界があり、（特に月額10万円の慰謝料について）論理的な矛盾を抱えており、故郷喪失等の観点が賠償額に反映されていない。

これらの事情に鑑みれば、中間指針（およびその追補）は、本訴訟において、損害の捉え方（損害総論）を制約したり、賠償範囲を制限したり、賠償額の上限を画したりするものではないのである。

本訴訟においては、広範囲に及ぶ放射線汚染およびそれに伴う強制避難など、我が国が初めて経験する甚大なる被害について、司法による救済が求められている。そのためには、既存の損害論の枠組みにとらわれることなく、被害実態をあるがままに把握した上で、原告らの失った生活を取り戻し、人間の尊厳を回復し、新たな人生を確立するにふさわしい損害額の算定が必要なのである。

以上